

令和6・7年度唐津市学校給食用物資納入業者 説明会資料

目次

令和6・7年度唐津市学校給食用物資納入業者 説明会資料	0
目次	0
1 学校給食費の公会計化とは	1
2 公会計化による変更点	2
○令和5年度までとの比較	2
3 「唐津市学校給食用物資納入業者登録制度」について	3
4 申請手続きの流れ	3
①業者登録申請～登録	3
②協定締結	4
③発注～請求書提出	5
5 物資の登録区分	5
①調理場別物資	6
②共通物資	6
6 物資の配送区域	7
7 納入業者の決定	7
①調理場別物資	7
②共通物資	7
8 請求書について	8
①請求書の提出	8
②請求書の書き方	8
9 今後のスケジュール	11
10 問い合わせ先	12

令和6年2月

唐津市教育委員会事務局 学校給食課

用語の解説

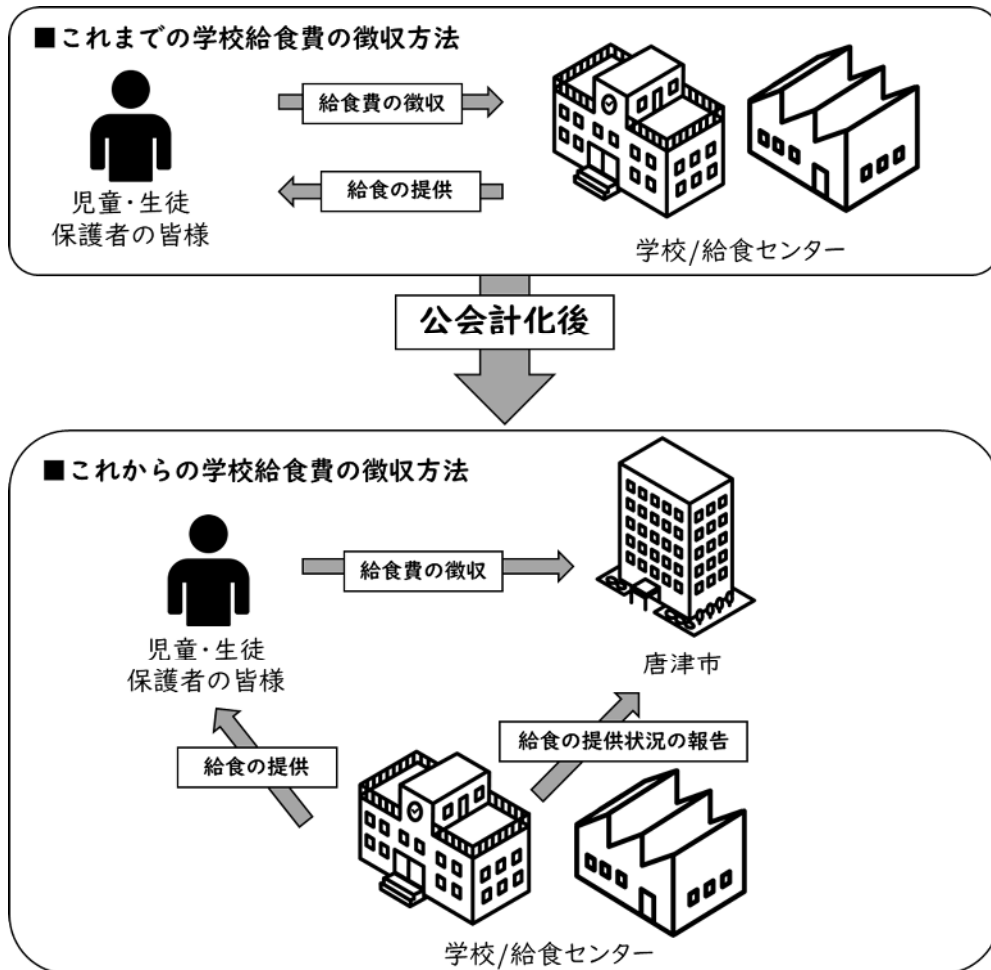
調理場: 東部・西部学校給食センター、西唐津中学校、高島小学校、小川小中学校、馬渡小中学校、加唐小中学校の調理場

学校: 唐津市立の小中学校

教育委員会: 学校給食課及び東部・西部学校給食センター

1 学校給食費の公会計化とは

- 唐津市では、学校給食費を市が徴収する公会計化を令和6年4月から開始します。
- これまで学校や給食センターが行っていた学校給食費の管理を市が行うことで、学校現場の事務負担の軽減や給食供給の安定化、給食費負担の公平化を図る狙いがあります。



2 公会計化による変更点

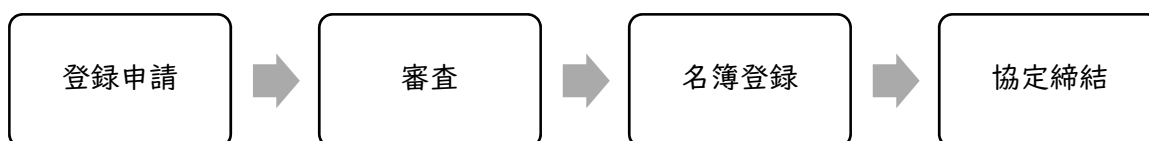
- 公会計化以降も、食材の発注はこれまでどおり各調理場（学校や給食センター）で行いますが、業者登録の申請受付や協定の締結、給食用物資の購入に係る賄材料費の支払いなどは唐津市（教育委員会）が行うようになります。
- よって、唐津市のルールに基づいて事務を執行していく必要があるため、次のような点を変更します。

○令和5年度までとの比較

内容	令和5年度まで	令和6年度以降公会計化後
契約先	学校長、給食センター所長	唐津市長
請求先	学校長/給食センター所長	唐津市長
業者登録制度の有無	一部登録制度あり	新たに唐津市給食用物資納入業者登録制度を設置 <u>※市の競争入札参加資格登録も必要</u>
業者登録の期間	1年間	2年間（R6.4.1～R8.3.31）
協定（契約）の締結期間	1年間	1年間
食材発注元・納入先	学校/給食センター	学校/給食センター
請求書提出先	学校/給食センター	<u>学校給食課</u> /給食センター
支払方法	口座振込/現金	口座振込

3 「唐津市学校給食用物資納入業者登録制度」について

- 安全・安心な学校給食を提供するにあたり、給食用物資の安定的な調達と品質の確保を目的として「給食用物資の納入業者登録制度」を設けます。
- 令和6年度以降に唐津市で学校給食用物資の納入を希望する業者の皆様は、唐津市教育委員会に登録申請をしていただく必要があります。
- あわせて、市の物品購入等競争入札参加資格の登録申請も必要です。
- よって、競争入札参加資格で登録されていても、給食用物資を納入するためには、登録申請の手続きをお願いいたします。



4 申請手続きの流れ

①業者登録申請～登録

内容	時期	手続き
登録申請	1月～2月	申請書と添付書類を期日までに学校給食課に提出ください。 ※詳しくは「令和6・7年度唐津市学校給食物資納入の手引き」を参照ください。
審査	2月	<ul style="list-style-type: none">• 申請書を受理した後、登録の適否を審査します。• 必要に応じ、現地調査の実施や、資料の提出及び説明を求めることがあります。
名簿登録	2月末	<ul style="list-style-type: none">• 申請が認められたときは、登録業者名簿に登録します。• 結果は各事業者の皆様へ通知するほか、唐津市のホームページに掲載します。

■市競争入札参加資格への登録について

学校給食用物資納入業者登録とあわせ、唐津市全体の競争入札参加資格登録が必要です。財務部契約管理課において、令和6・7年度唐津市競争入札参加資格登録(物品)の受付を同じ期間で行っています。

詳しくは、唐津市ホームページを確認ください。

学校給食用物資納入登録申請とあわせて競争入札参加資格登録申請をされる事業者につきましては、学校給食課又は学校給食センターでも競争入札参加資格登録申請書を預かります。この場合、登録申請に必要な添付書類で共通の書類は1部で結構です。

■申請期間

令和6年4月からの納入を希望するときは、受付期間内に持参いただくか、郵送でご提出ください。

受付期間
令和6年1月15日(月)から2月14日(水)まで
• 郵送:2月14日必着
• 窓口:8:30~17:15(土日祝除く)

受付場所
学校給食課(郵送・窓口) 〒847-0013 唐津市南城内1番1号 大手口センタービル6階
東部学校給食センター(窓口のみ) 〒849-3201 唐津市相知町相知 2530 番地 9
西部学校給食センター(窓口のみ) 〒847-0322 唐津市鎮西町打上 2108 番地

■納入業者登録名簿の有効期間

2年間(令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)

②協定締結

内容	時期	手続き
協定締結	4月	<ul style="list-style-type: none">登録後、「学校給食用物資納入協定書」により唐津市と協定を締結します。この協定は、納入を希望される全ての事業者様を対象に締結します。給食用物資は、月の献立内容に必要な品目を決定後、事業者を選定して発注します。<u>協定の締結をもって、定期的な物資納入の発注を確約するものではありません。</u>

■補足

- 協定締結に関する必要書類は、学校給食課から送付します。受領後、速やかに返送してください。
- 複数の調理場に納入を予定される場合でも、1つの事業者様につき協定書は1件として締結します。

■協定締結期間

1年間(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

※毎年協定書を締結する必要があります。

③発注～請求書提出

内容	時期	手続き
見積提出	前月 初め	<ul style="list-style-type: none">各調理場は決定した献立を元に必要な食材を選定します。見本、見積等により発注する事業者様を決定します。
発注	前月 15日ごろ	<ul style="list-style-type: none">決定した事業者様に必要な食材量を発注します。発注数の変更や取止め等は、各調理場と調整をお願いします。発注の詳細は「納入業者の決定」の項目を参照ください。
納品	随時	<ul style="list-style-type: none">各調理場の指定場所に物資を納入し、検品を受けてください。納品時には納品書をご提出ください(納入基準の要件を満たしていれば、任意様式で結構です)。
請求書提出	翌月5日 まで	<ul style="list-style-type: none">各調理場の内訳が分かる1か月分の請求書を、物資を納入した調理場に提出してください。請求書提出の詳細は「請求書について」の項目を参照ください。

5 物資の登録区分

物資は、各調理場で献立に合わせて使用する「調理場別物資」と、すべて又は複数の調理場で共通して使用する「共通物資」の2種類の区分に分かれます。

区分	調理場別物資	共通物資
内容	各調理場の献立に合わせて使用する物資	すべての又は複数の調理場で共通して使用する物資
選定方法	各調理場で、価格、品質、過去の納入実績などを考慮して発注先を決定します。	学校給食課で見積合わせ(入札)を実施し、価格で発注先を決定します。
配送区域	配送可能区域を選択することができます。	東部、西部、自校式調理場(離島含む5校)の3つの区域又は全域に配送

①調理場別物資

No.	物資区分	代表的な物資
1	穀類(パンを除く)	小麦粉、パン粉、麺類、麺類(ゆで・生)、精白米、もち米
2	こんにゃく類	こんにゃく
3	豆腐類	豆腐、油揚げ、厚揚げ、焼き豆腐、おから(冷凍含む)
4	野菜・果実類	野菜、いも、かんきつ類、果物、きのこ類、カット野菜等(冷凍、缶詰除く)
5	魚介類	鮮魚、煮干し、ちりめんじゃこ、けずりぶし等乾物等(調理加工していない冷凍魚含む)
6	魚練り製品類	ちくわ、さつま揚げ、かまぼこ等(冷凍含む)
7	海藻類	昆布、乾燥わかめ、青のり等
8	食肉類	牛肉、豚肉、鶏肉等(加工品除く)
9	食肉加工品類	ハム、ベーコン、ウインナー等
10	卵類	鶏卵、液卵、凍結卵
11	調理用乳・乳製品類(飲用牛乳除く)	調理用牛乳、生クリーム、バター、チーズ、ヨーグルト等
12	調味料、香辛料	しょうゆ、塩、味噌、酢、砂糖、こしょう等
13	調理用酒類	清酒、本みりん、ワイン等(調理酒、みりん風調味料含む)
14	一般物資類	デザート類、加工調理品、冷凍食品、缶詰、レトルト、その他乾物(干しシイタケ)、各種油、ジャム類、種実類(ごま、ピーナッツ、アーモンド)、マカロニ、スパゲティ、ふ、ビーフン、白玉団子、でんぷん、はるさめ等上記以外のもの

②共通物資

No.	物資区分	対象となる物資
1	米飯用米	佐賀県産米
2	調味料、香辛料	砂糖、酢、こしょうなど
3	調理用酒類	酒など

※飲用牛乳については、佐賀県知事より毎年指定された事業者から、パンについては公益財団法人佐賀県学校給食会から供給を受けるため登録制度の取扱物資から除きます。

※共通物資については、対象となる物資が変わることがあります。

※共通物資として選定されている物資でも、必要量等により調理場別物資として発注することがございます。

6 物資の配送場所

調理場別物資の登録申請を行うときは、配送可能場所を選択してください。

配送場所	配送先
東部学校給食センター	各調理場に直接納入
西部学校給食センター	
西唐津中学校	
高島小学校	高島航路の唐津発側(千代田町)で定期船により納入
馬渡小中学校、小川小中学校、加唐小中学校	呼子港の各航路乗り場で定期船により納入

※定期船の物資運搬賃については、市が負担します。

7 納入業者の決定

登録されている事業者様の中から、実際の発注先を選定します。

なお、見積等を徴した場合でも、価格だけでなく、過去の納入実績、品質、鮮度、アレルギー対応の状況等を考慮して発注先を選定する場合があります。

①調理場別物資

	給食センター	学校
時期	前月初めにメール又はFAXで見積の提出を依頼します。	近隣の小売店および市内業者を優先します。ただし、見積書を提出していただき、業者を選定する場合があります。
選定方法	価格に加え、過去の納入実績、品質、鮮度などを勘案し、また、市内産を優先して事業者を選定します。	
発注	納入期日や規格、必要量を記載した発注書を送付します。	

②共通物資

- 給食用物資、入札参加資格に登録されている事業者様を対象に入札(見積合わせ)を行い、納入業者を選定します。
- 単価契約を締結し、決定業者から納入を受けます。
- 同一価格で区域内の各調理場に納入できることが要件となります。
- 同じ品目でも必要量が少量など、場合によっては調理場別物資の要領で発注することがございます。

8 請求書について

①請求書の提出

- 請求書は 1 か月ごとに、一度の見積依頼書の納入期間で締めてください。
(青果は月2回に分けて発注することがありますので、請求書も見積依頼書に合わせてそれぞれ提出ください。)
- 翌月5日までに物資を納入した調理場に提出してください。
- 複数の調理場に納入いただいている場合は、調理場ごとに請求書を作成ください。
- 請求書はメールでも提出いただけます。➡✉ gakkou-kyushoku@city.karatsu.lg.jp
- 請求書の細かな様式は、9ページ以降をご確認ください。
- 必要な要件を満たしていれば、任意様式で問題ございません。
- 市の様式は唐津市ホームページでダウンロードできます(PDF・Excel・Word)。

■留意事項

- 請求書の内容に確認すべき事項があるときは、学校給食課 **又は各調理場**から事業者様へ連絡することがあります。
- 令和6年度以降、現金での支払いは対応できません。
- 口座の振込手数料は市が負担します。振込先口座の金融機関に指定はありません。
- 複数の調理場に納入いただいている場合でも、原則、まとめた額でお支払いします。
- インボイス(適格請求書)の提出は求めません。

②請求書の書き方

- 請求書には必ず次のことを記載ください。未記載のときは再提出をお願いすることがございます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">• 納品した月と納品した調理場名• 請求額(複数の調理場に納品したときは、調理場ごとの内訳)• 納品した給食物資の納品日、品名、数量、単価、請求金額の内訳
※別紙での提出や、要件を満たす場合は納品書のコピーでも問題ありません。• 税率(10%と8%が混在するときは、品名ごとに税率が分かるように表示)• 請求者の住所、会社名、代表者の職、氏名• 振込先の口座情報 |
|--|

- 手書きするときは、黒か青のボールペンではっきりと記載してください。
- 業者名、口座情報等必要事項は印字やスタンプでも構いません。

■請求書の書き方

請求書及び口座振替申出書（兼委任状）

受 付 印

① 唐津市長 様

② 令和6年5月2日

住所 ③ 唐津市南城内1番1号 ④
株式会社〇〇フーズ
氏名 代表取締役社長 唐津 花子 代表者
之印

下記のとおりご請求申し上げます

⑤
請 求 金 額
¥ 5 0 0 0 0 0

件名 ⑥ ⑦ 学校給食用物資（令和6年4月分）

内訳

支払方法

⑧ 窓口払
 口座振込 振込みは、下記口座にお振込みください。
 債権者と口座名義人が異なる場合は、名義人への受領権の委任とします。

⑨ 金融機関名	〇〇銀行
支 店 名	〇〇支店
預 金 種 別	普通・当座・貯蓄・別段
口 座 番 号	1 2 3 4 5 6 7
フリガナ 口座名義	株式会社〇〇フーズ

- ① 宛名は「唐津市長」。
- ② 日付は請求書を各調理場に提出した日。
- ③ 住所・法人名・代表者の職、氏名を正確に記載。
- ④ 押印は任意（振込先口座の名義人と請求者が異なる場合は、押印必要）。
- ⑤ 請求金額の合計を記載。「¥」などを金額の頭に。
- ⑥ 件名は「学校給食用物資（令和○年△月分）」と記載。
- ⑦ 納入した年・月を記載。（見積依頼に合わせる）
- ⑧ 支払方法は口座振込に
- ⑨ 振込先の口座情報を記載。

■物資納入一覧表の書き方

① 令和6年4月分 学校給食用物資納入一覧表 (〇〇中学校分) ② 納入した調理場 (学校・給食センター)

③ 住所 唐津市南城内1番1号 事業者名 株式会社〇〇フーズ 代表取締役社長 唐津 花子

納入日	食品名	数量	単価 (円)	金額 (円)	消費税	備考
10/13	きゅうり	8.00 Kg	750	6,000	8%	
10/13	玉ねぎ	5.00 Kg	300	1,500	8%	
10/13	にら	2.00 Kg	2,000	4,000	8%	
10/13	にんじん	6.00 Kg	500	3,000	8%	
10/13	中ねぎ	2.00 Kg	1,300	2,600	8%	
10/14	えのきたけ(ほぐし)	1.00 Kg	1,100	1,100	8%	
10/15	むき玉ねぎ	2.00 Kg	280	560	8%	
10/15	チンゲンサイ	1.00 Kg	1,000	1,000	8%	
10/15	みりん	1.00 本	500	500	10%	
小計				20,260		
消費税額(8%)				1,580		
消費税額(10%)				50		
合計				21,890		

④ 請求書には、「納入日、食品名、数量、単価、金額、税率」等が分かる内訳書を添付してください。
・内容が分かれば、納品書などのコピーを提出でも結構です。

⑤ 消費税率が8%と10%で混在するときは、食品ごとの消費税率を表示ください。
※一律であるときは、その旨が分かるように記載いただければ結構です。

- ① いつ(〇年〇月)納入したか記載。
- ② 納入した調理場(学校名や給食センター名)を記載。
- ③ 事業者の住所、名称、代表者名を記載。
- ④ 「納入日、食品名、数量、単価、金額、税率」等が分かる内訳書を添付。
※内容が分かれば、納品書などのコピーの提出でも結構です。
- ⑤ 消費税率が8%と10%で混在するときは、食品ごとの消費税率を表示ください。
※税率が一律であるときは、その旨が分かるように記載いただければ、食品ごとの税率の表示は必要ございません。

9 今後のスケジュール

年度	月	実施内容
R5	1月	唐津市学校給食用物資納入業者説明会 給食用物資業者登録申請書提出開始…メ切《2月14日(水)必着》 競争入札参加資格登録(物品)申請書提出開始…メ切《2月14日(水)必着》
	2月	申請業者について、登録の可否を審査 審査結果を登録業者へ通知・関係書類の送付
	3月	唐津市ホームページに登録業者を公表 令和6年4月分見積等依頼
R6	4月	協定の締結 令和6年度分発注開始(各学校・給食センター) 令和6年度分学校給食用物資の納入開始(各事業者)
	5月	請求書提出メ切(毎月7日必着) 原則、請求書受領後30日以内に入金
	3月	令和7年度の関係書類郵送 令和7年4月分見積等依頼
R7	4月	協定の締結 令和7年度発注開始(各学校・学校給食センター) 令和7年度分学校給食用物資納品開始(業者)
	秋冬	令和8・9年度業者登録申請書提出受付開始 ※手続き方法は決定次第通知いたします。
	冬春	申請業者について、登録の可否を審査 審査結果を登録業者へ通知・関係書類の送付 唐津市ホームページに登録業者を公表

10 問い合わせ先

■業者登録・契約に関する問い合わせ先

〒847-0013

唐津市南城内1番1号 大手ロセンタービル6階

唐津市教育委員会事務局 学校給食課

TEL:0955-53-8269 FAX:0955-72-9195

E-Mail:gakkou-kyushoku@city.karatsu.lg.jp

※開庁時間 8:30~17:15(土日祝を除く)

■学校給食用物資納入に関する発注・配送に関する問い合わせ先

実際に発注を行う各学校、給食センター

※開校(所)時間 8:30~16:30(土日祝、休校日等を除く)

■ウェブサイト(様式のダウンロード等はこちら)

唐津市ホームページ「学校給食用物資納入業者登録に関するお知らせ」

※その他、書類や様式の配布は学校給食課、給食センターで行っております。